

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日に当
たるときは、そ
の翌日)

目 次

◇ 告 示 保険医療機関等の指定

保険医の登録

肥料の登録

肥料の登録の更新

飼料の試験の結果の概要

公共測量の実施

土地収用法による事業の認定

都市計画事業の事業計画の変更の認可

開発行為に関する工事の完了

建築基準法による道路の位置の指定

麻かいの指定の一部改正

鳥取県指定金融機関の店舗の名称等の一部改正

◇ 教 委 告 示 教育委員会の招集

告 示

鳥取県告示第千七百号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
瀧田小児科医院	鳥取市湖山町北四丁目八一 一	昭和五十八年十二月六日
清水内科医院	鳥取市吉方町一丁目四三七	昭和五十八年十二月九日
よろず医院	鳥取市美萩野一丁目一一八 四	昭和五十八年十二月三日
聖園ベビーカー ム診療所	米子市旗ヶ崎七四〇	昭和五十八年十二月一日
民本医院	米子市旗ヶ崎三九四一四	昭和五十八年十二月三日
井奥産婦人科医 院	倉吉市仲ノ町七七〇	昭和五十八年十二月六日

岸齒科医院	鳥取市末広温泉町一六三	昭和五十八年十二月十二日
川西齒科医院	倉吉市西倉吉町二一	昭和五十八年十一月一日
音田齒科医院	東伯郡東郷町大字旭七七一一	〃
小鴨薬局	倉吉市丸山町四七八一一	〃

鳥取県告示第千八百号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に基づき、次のように保険医の登録をしたので、保険医療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

氏 名	登録の記号及び番号	登録の年月日
佐藤 博人	鳥齒第四六二号	昭和五十八年十一月十八日

鳥取県告示第千九百九号

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第七条の規定に基づき、

次の肥料を登録したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四九二号	四・〇かにがら粉 末こうら	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇	境港市昭和町七 株式会社上野
鳥取県 第四九三号	四・〇かにがら粉 末	窒素全量 四・〇 りん酸全量 三・〇	境港市昭和町無番 地株式会社小林商店
鳥取県 第四九四号	水産乾燥菌体肥料 二号	窒素全量 六・〇 りん酸全量 三・五	境港市昭和町二一 一社 社団法人境港水産 加工污水处理公社
鳥取県 第四九五号	蒸製うるこ粉末	窒素全量 六・〇 りん酸全量 一八・〇	〃
鳥取県 第四九六号	三朝梨粒状複合肥 料二号	窒素全量 六・〇 うち アンモニア性窒素一・〇 りん酸全量 六・〇 加里全量 三・〇 うち 水溶性加里 二・七	東伯郡三朝町大字 本泉三七一 三朝町農業協同組

鳥取県告示第千百十号

鳥取県 第四九七号	河原梨粒状複合肥料	窒素全量 うち アンモニア性窒素三・〇 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	七・〇 一 渡一木三五〇―二 河原町農業協同組
鳥取県 第四九八号	赤碕町梨粒状複合肥料特号	窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち 水溶性加里	東伯郡赤碕町大字 赤碕一九九七―一 赤碕町農業協同組
鳥取県 第四九九号	八東町梨複合肥料	窒素全量 うち アンモニア性窒素四・九 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	八頭郡八東町大字 才代一三五―二 八東町農業協同組

肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定に基づき、次の肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六条第一項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

登録番号	肥料の名称	保証成分量（パーセント）	生産業者の住所及び名称
鳥取県 第四六七号	三朝梨粒状複合肥料	窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち 水溶性加里	東伯郡三朝町大字 本泉三七一 三朝町農業協同組
鳥取県 第四三二号	四・〇かにかがら粉末あし	窒素全量 りん酸全量	境港市昭和町七 株式会社上野
鳥取県 第四三四号	四・〇かにかがら粉末	窒素全量 りん酸全量	境港市昭和町十二 一三三 有限会社宝水産
鳥取県 第四六九号	佐治梨粒状複合肥料	窒素全量 うち アンモニア性窒素四・二 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 水溶性りん酸	八頭郡佐治村大字 加瀬木一三〇〇 佐治村農業協同組

鳥取県 第四七三号	大栄梨粒状複合肥 料五七四号	窒素全量 りん酸全量 加里全量 うち 水溶性加里	五・〇 七・〇 四・〇 三・八	東伯郡大栄町大字 由良宿五六一 大栄町農業協同組 合
鳥取県 第四三七号	ぶどう複合肥料七 七五号	窒素全量 うち アンモニア性窒素三・一 りん酸全量 うち 可溶性りん酸 うち 水溶性りん酸 加里全量 うち 水溶性加里	七・〇 三・一 七・〇 三・一 二・五 五・〇 五・〇	東伯郡北条町大字 江北七九二 中北条農業協同組 合

鳥取県告示第千百十一号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第二十一条第五項の規定に基づき、昭和五十八年十一月に収去した飼料の試験の結果の概要を次のとおり公表する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

栄養成分に関する検査

製造事業場の名称及び所在地	収 去 場 所	飼 料 の 名 称	製 造 年 月	試 験 結 果 の 概 要										備 考			
				粗たん白質	粗脂肪	粗繊維	粗灰分	カルシウム	リン	揮発性窒素	水溶性窒素	ペプトン消化率	D C P		T D N	M E	その他検査
神戸市農産工業株式会社神戸工場	米子市米原665-7	⑤ノ一サン印プロイラー肥育前期用配合飼料 ジョイスタークランシア	58.10	22.1	6.4	2.5	4.5	0.85	0.65								
玉野市加藤製油株式会社岡山工場	塩谷繁南店	ラズシお	58.10	16.1	—	2.7	8.5	—	—								
境港市	境港市外江町3743-1	くみあい配合飼料 ヤルM骨羅用	58.10	15.4	3.8	4.4	6.7	1.15	0.89								
山陰くみあい飼料株式会社	山陰くみあい飼料株式会社	⑥くみあい標準配合飼料 成鶏用エックグアッシュ16	58.10	16.9	4.2	2.8	10.8	3.34	0.75								
		⑦くみあい配合飼料 成鶏用スターレイヤー17	58.10	17.0	4.7	2.7	10.5	3.48	0.74								
		くみあい二種混合飼料 中目	58.10	9.6	—	2.2	—	—	—								
		くみあい配合飼料 レクエースB	58.10	17.0	3.1	2.2	4.4	0.71	0.56								
		⑧くみあい標準配合飼料 スーパービクブッシュ	58.10	16.7	3.5	2.7	4.3	0.65	0.56								
		⑨くみあい配合飼料 種隊用ハイブリード	58.10	15.8	3.0	4.3	5.7	0.78	0.66								

注 1 飼料の名称の欄中「⑤」は、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律第4条第1項に基づく規格適合表示飼料であることを示す。
 2 試験結果の概要の欄は、個別検査項目別に分析結果を示し、表示成分量に対して過不足があった場合は、備考の欄に該当成分の過不足量(絶対量)を示す。

鳥取県告示第千百二十二号

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定に基づき、地域振興整備公団鳥取都市開発事務所長から公共測量を次のとおり実施する旨の通知があつたので、測量法第

三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類 公共測量（地形測量）

二 作業期間 昭和五十八年十二月二十四日から昭和五十九年三月三十一日まで

三 作業地域 鳥取市生山、海蔵寺、紙子谷、香取及び祢宜谷

鳥取県告示第千百十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第二十六条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 起業者の名称

米子市

二 事業の種類

米子市民南部体育館建設事業

三 起業地

1 収用の部分 米子市榎原字引掛地内

2 使用の部分 なし

四 土地収用法第二十六条の二の規定による図面の縦覧場所

米子市役所

鳥取県告示第千百十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定に基づき、都市計画下水道事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 施行者の名称

倉吉市

二 都市計画事業の種類及び名称

倉吉都市計画下水道事業 倉吉市公共下水道

三 事業施行期間

昭和五十二年三月一日から昭和六十六年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

事業地に倉吉市八屋字砂田、字鯨、字大通、字高瀬及び字中河原、

見日町、東蔵城町、下田中町、幸町、東昭和町、南昭和町、昭和町一

丁目、昭和町二丁目、駄経寺町二丁目、住吉町、宮川町、宮川町二丁

目、駄経寺町字上河原、字下湯原、字鳥居巖、字大御堂、字上湯原及

び字築出シ、堺町一丁目、堺町二丁目、堺三丁目、研屋町、明治町、

明治町二丁目、東仲町、新町一丁目、新町二丁目、新町三丁目、西仲

町、西町、大正町、大正町二丁目、旭田町、金森町並びに字布留舎沖、

字窄町、字白樹、字長門土手、字見取、字東大流、字西大流、字金森、

字茶屋渡、字的場、字下中島、字中島、字上中島、字新蔵附、字千人破戸及び字養玄開を加え、同市八屋字下河原、字土手根及び字石田地内において事業地を変更する。

2 使用の部分
なし

鳥取県告示第千百十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第五項において準用する同法第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 開発許可の年月日及び番号
昭和五十八年四月二十五日 鳥取県指令受倉土維十第三号
- 二 開発区域に含まれる地域の名称
倉吉市巖城字齋之前、字上尾、字西中田及び字東中田
- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名
倉吉市巖城一〇〇五
倉吉立石電機株式会社
代表取締役 辻 信次

鳥取県告示第千百十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を昭和五十八年十二月二十三日次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）第十条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県土木部建築課において縦覧に供する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

申請人の住所及び氏名 鳥取市弥生町二六三十四 有限会社橋本商事 代表取締役 橋本満義	道路の位置の指定場所 八頭郡河原町大字長瀬字 中河原六一五	道路の幅員及び延長 (メートル) 幅員 六・〇～一八・〇 延長 五六・〇
---	-------------------------------------	---

鳥取県告示第千百十七号

昭和三十九年四月鳥取県告示第二百一号（^{かい}麻の指定について）の一部を次のように改正し、昭和五十九年一月一日から施行する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

「鳥取県根雨保健所 日野郡日野町根雨」を
鳥取県食肉衛生検査所

郡日野町根雨
西伯郡名和町大字小竹一二九一の七」
に改める。

鳥取県告示第千百十八号

昭和五十年六月鳥取県告示第五百二十七号（鳥取県指定金融機関、鳥取
県指定代理金融機関及び鳥取県収納代理金融機関の店舗の名称等について）
の一部を次のように改正し、昭和五十九年一月一日から施行する。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

第一号の表の株式会社山陰合同銀行の項中

町	御来屋支店	西伯郡名和 大字御来屋	西伯郡名和 大字御来屋
	を		
			鳥取県

食肉衛生検査所

に改める。

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第二十三号

臨時教育委員会の会議を次のとおり招集した。

昭和五十八年十二月二十三日

鳥取県教育委員会委員長職務代行者 森 田 隆 朝

- 一 日時 昭和五十八年十二月二十七日（火）午前九時三十分
- 二 場所 鳥取市末広温泉町五五六番地 白兔会館
- 三 議題
- 1 市町村教育委員会教育長の承認について
- 2 その他